

被災した住宅用地の

買い取り申し出はお済みですか？

市では、災害危険区域内において被災した住宅用地について、一定の条件を満たすものに限り買い取りを行っています。買い取りを希望する人で、まだ買取申出書を提出していない人はお早めに提出をお願いします。

▽買取申出書の提出期限Ⅱ平成29年12月28日(木)

※期限までに申出書を提出した場合でも、買い取り期限までに条件を満たさない土地については買い取りできません。

▽買い取り(契約)期限Ⅱ平成30年3月30日(金)

▽買い取り(契約)の条件
 ・大船渡市津波防災のための建築制限等に関する条例に定める災害危険区域の第1種区域内の宅地で、震災発生時に現に住宅の用に供していた土地
 ・防災集団移転促進事業に参加する人が、震災発生時に現に住宅の用に供していた土地

被災跡地の買い取りパターン

区域	移転跡地の買い取り対象		
	集団移転災害公営住宅	自力再建	
第1種区域	買い取りできる	買い取りできる	
第2種区域		A	買い取りできない
		B	
C			

▽申込先/問い合わせ先
 復興政策課管理係
 (☎内線339・351)

・大船渡市津波防災のための建築制限等に関する条例に定める災害危険区域内の宅地で、災害公営住宅の入居者が、震災発生時に現に住宅の用に供していた土地
 ・相続が発生している場合は、相続に係る所有権移転登記が完了していること。もしくは、遺産分割協議が整っていること
 ・抵当権などの設定がある場合は、抵当権などの解除について、金融機関などとの協議が整っていること

弾道ミサイル飛来によるJアラートを 見聞きしたときは、慌てずに行動を

8月29日(火)午前5時58分頃に北朝鮮が日本上空に向けミサイルを発射したことから、国では12道県に対しJアラート(全国瞬時警報システム)により緊急情報を流すとともに、市でもJアラートと連動した防災行政無線の放送などにより警戒を呼び掛けました。国の分析では、このミサイルは、北海道襟裳岬の上空を通過し、午前6時12分頃に襟裳岬の東約1,180kmの太平洋上に落下したものと推定しています。今回のように外部からのミサイルが日本に飛来する可能性がある場合、Jアラートにより警戒を呼び掛けますので、慌てずに行動してください。

Jアラートによる緊急情報を見聞きしたときの行動の例

■屋外にいるとき

- ・近くのできるだけ頑丈な建物や地下に避難する。
- ・近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る。

■屋内にいるとき

- ・できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する。

弾道ミサイル落下時の 行動に関するQ&A

内閣官房の国民保護ポータルサイトに「弾道ミサイル落下時の行動に関するQ&A」が掲載されていますので、主なものを紹介します。詳しくは、ポータルサイト(<http://www.kokuminhogo.go.jp>)を「J」をご覧ください。

Q ミサイルは発射から何分くらいで日本に飛んでくるのでしょうか。

A 北朝鮮から弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する場合、極めて短時間で日本に飛来することが予想されます。例えば、平成28年2月7日に北朝鮮西岸の東倉里(トンチャンリ)付近から発射された弾道ミサイルは、約10分後に、発射場所から約1,600km離れた沖縄県先島諸島上空を通過しています。

なお、弾道ミサイルの種類や発射の方法、発射場所などにより日本へ飛来するまでの時間は異なります。

Q 自宅(木造住宅)にいる場合はどうしたらよいでしょうか。

A すぐに避難できる場所に頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難してください。それができない場合は、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動してください。

Q なぜ頑丈な建物や地下へ避難するのですか。

A ミサイル着弾時の爆風や破片などによる被害を避けるためには屋内(できれば頑丈な建物)や地下への避難が有効です。

Q 建物内に避難してから気を付けることはありますか。

A 爆風で壊れた窓ガラスなどで被害を受けないよう、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動してください。

Q 国民保護サイレン音はどのようなときに鳴るのですか。

北朝鮮から発射されたミサイルが日本に飛来する可能性がある場合は、Jアラートを使用して、緊急情報を伝達します。Jアラートを使用すると市町村の防災行政無線などが自動的に起動し、屋外スピーカーなどから警報が流れますが、このときに原則として国民保護サイレンが鳴ることになっていません。

Q 所有している携帯電話・スマートフォンが、Jアラート作動時にエリアメール・緊急速報メールを受信するか知りたいのですが。

A 消防庁において、受信可能な機種かどうかの確認方法と、受信できない場合などの対策をまとめて、ホームページ(スマートフォンアプリ等による国民保護情報の配信サービスの活用)に公表していますのでご覧ください。

▽問い合わせ先
 防災管理室(☎内線239)

永浜地区防災集団移転住宅団地への移転希望者を募集します

市では、永浜地区防災集団移転住宅団地内の宅地における空き区画について、新たに移転希望者を募集します。詳しくは、ホームページをご覧ください。

けているほか、市のホームページからダウンロードできます。

- ▷申込締切日=10月20日(金)
 ※土・日曜日、祝日は受け付けていません。
- ▷区画決定方法など
 ・申込者が複数の場合は、抽選で決定します。
 ・申込締切日までに申し込みがない場合は、常時募集とし、先着順で受け付けます。
 ・公募結果などは、随時市のホームページでお知らせします。
- ▷その他=本区画のほか、崎浜地区(三陸町越喜来)、神坂地区(末崎町)、小原地区(末崎町)、永浜地区(赤崎町)の防災集団移転住宅団地内の空き区画については、常時募集(先着順)を行っています。

▷募集区画の概要

所在地	面積	土地売買価格	年間貸付料(※) 【当初10年間】
赤崎町 字山口137-40	331.13㎡	4,370,916円	65,563円

※年間貸付料は「適正な時価の5%」となりますが、当初10年間は「適正な時価の1.5%」に減額されます。

▷申し込みの主な条件

- ①平成23年3月11日時点において、各自治体が条例に定める津波を区域指定の理由とする災害危険区域内に居住し、り災証明書の交付を受けていること
 - ②他地区の防災集団移転促進事業に申し込みしていないこと
 ※このほかにも条件があります。
- ▷申込方法=申込書に必要事項を明記し、り災証明書を添付の上、直接持参してください。
 ※申込書は、市役所本庁復興政策課に備え付



▷申込先/問い合わせ先=復興政策課管理係(☎内線351)

▷問い合わせ=市役所☎0192@3111